

法教育における法的技能の再構成 —「21世紀型能力」を手がかりに—

Reconfiguring Legal Skills in Law-Related Education —Taking “21st Century Competencies” as a clue—

池 田 泰 弘*

Yasuhiro IKEDA*

概 要

近年は国際的な教育動向の影響を受けて児童生徒が社会に対して何ができるのかという教育観が重視されつつある。社会科は知識やスキルを現実に即した文脈で活用する能力の育成が求められているため、法教育では社会の文脈に応じた解決能力を育成するためには法的技能を法的スキルとして捉え直すことが必要である。本研究の目的は法教育研究の展開や法的技能の主張の変遷を踏まえ、国立教育政策研究所が提起した「21世紀型能力」を手がかりとして法的技能を法的スキルとして再構成することである。考察の結果、「基礎力」は法的な考え方や解決方法を理解する法的理解力、「思考力」は問題となる事象を法的な観点から論理的、批判的に考察する法的思考力、「実践力」は他者とコミュニケーションを図りながら解を導くことができる法的解決力として捉えられることを明らかにした。今後は法的スキルの育成の実証に向けて単元開発や授業実践に取り組みたい。

キーワード：法教育 法的技能 法的スキル 法的理解力 法的思考力 法的解決力

1. はじめに

OECD ラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030（以下、ラーニング・コンパスと呼ぶ）は新たな学習枠組みとして、個人や社会の「ウェル・ビーイング」の実現に向けて必要とされる主要な知識、スキル及び態度・価値を示しており、それらを「学びの中核的な基盤」と位置付けている¹⁾。具体的には①「新たな価値を創造する力」、②「責任ある行動をとる力」、③「対立やジレンマに対処する力」の育成をめざすことである。

また、国立教育政策研究所は21世紀を生き抜く力を「21世紀型能力」と名付け、「思考力」「基礎力」「実践力」から構成される汎用的能力を提案した²⁾。これらの能力の育成は教科内容の深い学びで支える必要があるが、現行の学習指導要領では社会科・公民科において目標とされる「公民としての資質・能力」は①「知識・技能」、②「思考力・判断力・表現力」、③「学び

に向かう力、人間性等」の3観点から育成するとされている³⁾。

このような背景には2000年から開始された国際的な学力調査であるPISAやその概念枠組みの基本となるキー・コンピテンシーの存在があり、内容重視のカリキュラムから到達目標重視のカリキュラムへの転換を促す潮流が見て取れる。その潮流を取り巻く変化が激しい社会においては、従来の個の変容をめざす教育観よりも、個が培った能力をいかに発揮していくのかという教育観の方が重要視されつつある。それゆえ、我が国の学校教育は児童生徒が社会の何を知っているのかではなく、人生や社会において何ができるのかという学習の充実を図る方向に移行しつつある。

このような時代変化において、社会科では社会的な有用性を高める学習が求められる⁴⁾。教室空間で得た知識やスキルを現実に即した文脈で活用する力は現代社会で生きる力の一つと言えよう。江口（2001）は法教育の目標は「法の担い手」としての資質、すなわち

*弘前大学教育学部社会科教育講座

Department of Social Studies Education, Faculty of Education, Hirosaki University

①法に関する知識、②法的参加の技能、③法の基礎にある理念・価値の育成であると述べる⁵⁾。その中でも②の育成が不可欠であり、「法の見方や考え方を使得て実際の紛争を解決する」経験の必要性を説く。具体的には法や司法制度の仕組みや内容、法的なものの見方や考え方を理解して紛争解決をめざす実践を想定している。

法化社会を迎えた今日では、社会で発生する様々な対立は個々の主観的な経験知から解決する方法ではなく、法的な知識や思考、技能によって解決を図っていく必要性が高まっている⁶⁾。法教育における技能はその主張の変遷を見る限り多義的な内容として捉えられているが、現在の教育の潮流を鑑みると社会の文脈に応じて適切に解決を求めていくスキルとしてその見直しを図っていくべきである。児童生徒が知識や思考、他者とのコミュニケーションを一つのスキルとして獲得することは、現実社会において問題を解決していく能力を高めることにつながると考えられる。

本研究の目的は法教育における法的技能について、法教育研究の展開や法的技能の主張の変遷を踏まえた上で法的スキルとして再構成することである。研究の手續きとして最初に我が国の法教育の展開の経過を確認し、法教育における技能について各主張を整理する。次に、法的技能の整理から示唆を得た後、「21世紀型能力」の知見を手がかりとしながら法的スキルとして構成することを試みる。最後に成果と課題を述べる。

2. 法教育の展開

我が国で法教育が提起されてから既に30年、2004年に法教育研究会「報告書」が法教育を定義してから20年が経過した⁷⁾。法教育は主に社会科教育において時代とともに変容しながら、理論や実践の展開を見せてきた。まず、法教育研究の実質的な萌芽と言い得る2つの先行研究を確認しよう。

江口（1993）は我が国では戦前の市民法的常識の育成の不徹底さが戦後も憲法学習において継続していると捉え、日本国憲法に内在する社会法的常識を取り上げなければならないという⁸⁾。アメリカ社会科における法教育カリキュラムの分析から、法の内容理解を中心とする「リーガリズム」的カリキュラムと法的感覚や衡平・正義感覚の育成を中心とする「リーガルマインド」的カリキュラムの二タイプに区分した。そして、憲法教育の更なる充実に加え、具体的かつ実効性のある法教育カリキュラムの開発の必要性を提起し

た。

橋本（1998）は自由社会において法システムに基づいて社会問題を解決するためには、市民的資質として「価値判断に基づく自己決定」による合理的に問題解決できる能力が求められており、我が国の社会科法教育においてその育成を図る必要があるという⁹⁾。アメリカ公民教育センター（Center For Civic Education, 以下CCEと略す）が開発した学習プロジェクトを分析し、生徒が発生した法的問題を「法的決定」過程を辿りながら合理的に問題解決を図る手立てを明らかにした。

両者の研究は条文理解を重視する従来の憲法教育の課題を克服し、法教育におけるカリキュラム開発や法的リテラシーの育成をめざす契機となったと言える。研究動向を整理した北川（2009）の分類によれば、法教育は三つの潮流を辿っており、具体的には①社会科教育研究者や社会科担当教員、②司法書士や弁護士を中心とした法律家団体、③司法制度改革審議会意見書による司法教育が担ってきた¹⁰⁾。

2004年に法務省法教育研究会「報告書」は法教育を「法や司法に関する教育全般」であり、「法律専門家ではない一般の人々が法や司法制度これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」と定義した¹¹⁾。それは「法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育」であり、「社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育」という2つの特色を持つ。

近年では、中平（2018）は江口（1993）が示した「リーガリズム」と「リーガルマインド」（あるいは双方を架橋する両「リーガル」）ならびに法の役割・機能を分析視点として、2001年から2017年に発表された法教育関係の71本の学会誌論文を考察した¹²⁾。その結果、日本の法教育研究の到達点として「リーガリズム」的法教育に該当する論文や法の役割・機能を目的とした内容において両「リーガル」の論文が多いことを指摘した。また、課題として日本の法体系に基づいた法的な価値を対象とする原理的研究の必要性を挙げた。

更に、動態的法教育学習理論を提唱し、法の系統性と子どもの日常的な判断を関係づける法教育の授業モデルを開発した中平（2023）¹³⁾や高等学校公民科における紛争解決教育を提唱し、その一つとして市民がルールや法を構想する法構想学習を開発した小貫

(2023)¹⁴⁾の研究は新たな研究理論や授業開発の提案として注目することができる。

このように法教育はアメリカの社会科教育の影響を受けつつ、我が国における法教育の体系化や市民育成をめざして展開されてきた。そして主に社会科を中心に学校や研究者、法曹関係者によって、法的リテラシーや法的態度、法的な考え方の理解や法的な解決能力の育成を目指して進められてきたと言える¹⁵⁾。

3. 法的技能についての主張

前章で示した法教育研究が進むにつれ、法的技能について研究者や教員、法律家団体が主張を展開するようになった。ここでは弁護士会や社会科教育研究者、ならびに法學研究者の見解を取り上げ、それらを整理する。

(1) 弁護士会の主張

2003年に日本弁護士会連合会が「市民のための法教育委員会」を設置し、法教育の普及・実践的活動を本格的に開始した¹⁶⁾。また、関東弁護士会連合会（以下、関弁連と略す）は法教育の研究や担い手の育成、情報発信の活動を行っており、2013年からは法教育センターを設置し、法教育に関する具体的な提案を行っている¹⁷⁾。提案された内容の中から法的技能について検討する。

関弁連（2002）は法的技能について次のように説明する¹⁸⁾。法教育とは法的資質の育成を通して理想的市民をつくることをめざすものである。法的資質とは法的な知識の習得、法的思考や法的参加の技能の習得、法や法の基礎にある価値に従って行動するという態度形成の3つの側面から成り立つ。CCEが掲げる理想的市民の3つの側面と関弁連が示す法的資質は同義である。そして、法的資質とは①自己の日常生活の中における数多くの場面で法と関連しているということを確認すること、②法制度を理解すること、③どのような法が作られ変化するかという法過程を理解すること、④日常生活において、法を発見し効果的に使用するために適切な技能と批判的検討を行える技能を身につけること、⑤法あるいは法の基礎にある法的原則や価値を認識し、それに従って行動することの5点を意味する。

この中で法的技能に該当するのは④である。具体的には、「本当に問題となっている点を発見する技術」「問題を分析する技術」「自己の意見を確定する技術」「公正なルールに従った問題解決への技術」に分けられる。それに加えて「相手の意見を修正するよう説得

して、合意を得る」態度が必要であるという。

また、日本の法教育がめざすものとして、法教育は法形成に関与できる市民の育成をめざすが、その前提として身近な問題について自律的に利害調整し、紛争解決できる能力の育成を含むという。理想的市民の育成には知識と技能、意欲が必要であり、中学校学習指導要領において技能の育成が述べられている点からすれば法教育のめざす方向性は一致しているとみる。法教育で育成する技能とは、①知識を応用させる技能、②参加の技能である。①は知的道具を使いこなす技能であり、『『知識』を具体的な思考に用いることができる技能』である。言い換えると「抽象的な知識と具体的な事実とを相互に結びつけ変換することができる技能」であり、この技能を得ることで知識は「使える知識」に昇華するという。②はものごとの理解・判断に基いて積極的に社会に参加していく技能であり、「民主主義的な法の形成過程に不可欠な、他者とのコミュニケーションの技能」である。法の形成において合意を作り出すためには他者の意見を適切に理解し、自己の意見との相違点を的確に把握する必要がある。

関弁連（2011）では法教育に更なる普及に向けて「法教育指導要綱（案）」を作成した。そこでは市民を育てるために法教育のエッセンスとして、知識、技能、態度・意欲の3つを設定している。技能については次のように説明する¹⁹⁾。

技能とは「情報を集め吟味し、それをもとに状況を分析し批判的かつ建設的な意見を構築し、他者と対話しながら問題解決のために協同し、社会参加できる」ことである。具体的には①調査、②思考、③コミュニケーションと参加の3点である。①調査とは、文献調査やインタビュー、現地調査である。問題に関する情報を取得し、情報を整理することである。②思考とは、情報を吟味して争点を明確にし、問題を建設的かつ批判的に検討し、評価や判断ができることである。問題解決にあたり関係者への影響の分析・検討や法的三段論法の理解を含む。③コミュニケーションと参加とは、自分と他者がコミュニケーションの過程に参加し、解決策を作り上げることである。問題の性質に応じて、交渉や実現に向けた行動を他者に働きかけるのである。

関弁連（2018）では社会でより良く生きていくためには、他者の意見や考え方の違いを何らかの形で調整する「技能」が必要であると述べる²⁰⁾。その調整とは平和的で理性的なものでなければならず、説得的な理由や正しい事実に基づく議論によってなされるべき

であるという。関弁連（2011）で示された技能を維持しつつ、技能の具体的な中身は①思考方法、②根拠の準備、③「理由付け」の探索、④議論の方法、⑤主張と反論の方法の5点に変更された。①思考方法とは、「意見を述べたり、他人と議論をしたりするに際して、どのような思考方法をすることによって、かみ合った意見や議論になるか」を判断していくことである。三角ロジックや法的三段論法を用いた議論の方法が示されている。②根拠の準備とは、「意見を述べたり、他人と議論したりするための根拠の調査方法や調査した事実の評価方法」である。③「理由付け」の探索とは、「事実と意見・主張を結びつける理由付けの種類や、その理由付けを吟味すること」である。④議論の方法とは、「議論の方法として、根拠（事実）・理由と主張の区別や、主張自体は攻撃しないこと、争点の理解等が重要であること」である。⑤主張と反論の方法とは、「無駄な言い合いに陥ることなく、結論を出すのに必要な議論が集中的になされる主張と反論の方法」である。

以上を整理すれば、関弁連における法的技能とは相手を説得するための議論の技術獲得に重点が置かれるようになった。当初はCCEの知的技能と参加技能の定義を踏襲していたが、調査・思考・コミュニケーションの3点に整理されたうち思考部分への傾斜が見られる。端的に言えば法的技能とは相手の説得や見解の調整をめざす議論ができることである。

（2）社会科教育研究者の主張

法教育研究を牽引してきた社会科教育研究者たちは法的リテラシーにおける法的技能について論じてきた。ここでは代表的な見解を取り上げ、考察を進める。

磯山恭子（2008）は日本の法教育の目的は法的リテラシーの育成にあると述べる²¹⁾。法的リテラシーは市民的資質ないしは公民的資質の一つとして捉えられる。市民的資質としての法的リテラシーは、法に関する正しい認識と法への主体的な参加から構成されるという。小学校の法教育における法的リテラシーとは、「法の本質や法形成過程を正しく理解すること」「法に関する問題を分析し、解決する技能を獲得すること」「法の本質や法形成過程を評価すること」「法に関する問題を倫理的、道徳的に判断できること」である。後藤直樹（2008）は弁護士とともに法教育をつくる取り組みについて次のように述べる²²⁾。法教育の目的は法の考え方、法の背景にある価値の習得、技能（考え方）である。法教育は考える市民を育成するため、問

題解決のための技能（考え方）を習得し、批判的、多面的、多角的に物事をとらえる力を重視する。法教育における技能とは法的な技能であり、問題解決型思考の一つとする。問題解決の方法は現状把握、原因分析、対策の3つの手順である。そこでは法的な考え方、すなわち正当性を問題として法の枠組みである正義や原理原則、条文を適用するという。

大杉昭英（2008）では法化社会では法に関する知識の理解とそれを活用する能力の育成が必要であるという²³⁾。「法に関する知識を身につけて活用する能力」が法的リテラシーであり、知識面と能力面から構成される。法的リテラシーの能力面は①資料を収集、②情報を引き出して問題点を整理、③自分の考えをまとめたり、意見を述べたりする、④判断基準や根拠を明確にし論理的に説明できる、⑤議論し相手を説得する力、⑥自分の意見を修正したりして合意を形成していく能力の6点に整理される。

北川善英・大坂誠（2008）は法教育において育成すべき力を法的リテラシーと捉え、その具体的内容はCCEや関弁連が提示した法的資質の内容と同様である²⁴⁾。ここではリテラシーを「その分野における基本的な知識や技能などの資質を身につけ、そのような基礎的な資質を主体的に活用していく能力」と定義する。その育成には知識型教育と思考型教育が相互に補完する学習指導が重要であるという。法的リテラシーとは「法的」リテラシーであり、それは法的価値・原理に基づいた法的知識や法的技能によって構成される。法的知識とは「法的価値・原理を踏まえた上で、法的に問題を解決するためのプロセスをはじめとした法や法制度についても理解すること」である。法的価値とは憲法で最も基本的な価値である「個人の尊厳」である。法的原理とは近代的な「法の支配」であり、それは国家権力を法で拘束し、個人の権利・自由を保障する原理である。これらを理解した上で法的価値・原理を判断基準として法的に問題を解決するのである。そして、法的技能を「法的価値・原理を理解した上で法的に問題を解決するためのプロセスをはじめとして、法や法制度を効果的に活用し、問題を解決する能力」と定義する。法的知識と法的技能は相互補完の関係にあり、発達段階に応じて習得した法や法制度の活用により法的リテラシーが育成されていくのである。

中平一義（2020）によれば法教育は「社会に対する子どもの法的な見方・考え方を育成することをめざす教育」であるという²⁵⁾。法教育で育成する法的資質とは、法的知識、法的技能、法的信念の3つである。法

的的技能とは、①調査、②思考、③コミュニケーションと社会参加の3つから構成される。①は知識を獲得する場面で活用される技能である。具体的には事象を確実に理解するための方法である。②は法的な内容を持つ思考であり、概念的枠組みを活用し、考え、判断して他者に自らの考えを伝える能力である。具体的には情報を整理したり吟味することである。③は法的知識と法的信念の紐帯になるものである。具体的には自分の考えを他者に伝えたり、他者の考えを聞くことやルール作りや問題の解決に周囲の人々と協働して参加し、解決案を作り上げることである。つまり、法的技能は主に思考力や判断力、他者に伝える表現力に関わる内容である。

以上を整理すれば、法的技能とは法的知識を獲得して法的に問題を分析すること、法の考え方を適用し、他者と協働し問題を解決することである。大杉昭英(2008)の見解に従えば、法に関する知識を身につけ活用する能力は法的リテラシーの一つとして法的技能を挙げることができよう。法に関する基本的な知識を習得するという知識面と他者とコミュニケーションを図りながら問題を解決する能力面の2つの面から法的技能が構成されると言える。

(3) 法学研究者の主張

法教育の提唱とその推進は法学研究者の関心を引き起こす契機となった。2002年に司法制度改革推進計画が決定され、翌年には法務省の法教育の活動が開始された。この動向に関連して法学研究者から法教育について一定の示唆を得ることができる。

戸松秀典(2010)は教え込むより互いに意見を交わす憲法学習に努めるべきであるという²⁶⁾。法教育全般において、口頭によって自己の意見を表明し、相手の主張を受け止める口頭主義の方式を取り入れるべきだと主張する。早川眞一郎(2010)は、民法学は法教育において身近な日常生活の身近な事例から素材を提供することが可能であり、法的なものの方・考え方に触れさせることが重要であるという²⁷⁾。ここで言う法的なものの方・考え方「自己の視点・立場を相対化して、広い視野で物事を見ることができ、様々な価値や利害の対立を前提として、公正で一貫して調整を図ることができる」ことである。土井真一(2009)は法教育を「法や司法制度の基礎にある価値を理解し、法的な見方・考え方の基本を身につけるための教育」と定義する²⁸⁾。市民として法に関わるための基礎的な能力・資質を法的リテラシーと解し、教えるべき知識を

精選すべきと述べる。法教育において育成すべき法的リテラシーとして、「第1に、公正に事実を認識し、問題を多面的に考察する能力、第2に自分の意見を明確に述べ、他人の主張を公平に理解しようとする姿勢・能力、第3に多様な意見を調整し、合意を形成したり、また公平な第三者として判断を行ったりする能力、…根源的な資質として…自尊感情および他者に対する共感」を挙げる。これらは学校教育一般における重要な基礎的な能力・資質であり、基礎的な知識、技能を活用する力を育成し、課題を解決するために探究する能力へと結び付けていくことが重要であるという。大村敦志(2010)は法教育の目的は制度の原理的な理解と批判的な検討であるとする²⁹⁾。法規範によって現実の問題を処理していくためには、法の適用技術を習得する必要がある。法の適用技術の習得こそが技能であり、技能教育をぬきにして法を語ることはできないという。

以上を整理すれば、市民として法に関わるための基礎的な知識、技能を育成することが法的リテラシーの具体である。法的な見方・考え方を日常生活の中にある題材を通して学び、法の適用技術を習得して問題を解決していく技能が法的技能であると捉えられる。

(4) 各主張から得られる示唆

三者の立場から法的技能についての主張を考察した。法律家団体(関弁連)は相手の説得や見解の調整をめざす議論ができること、社会科教育研究者は法に関する基本的な知識を習得することと他者とコミュニケーションを図りながら問題を解決すること、法学研究者は法の適用技術を習得して問題を解決していくことを法的技能と捉えていた。ここではこれらの主張から得られた示唆について述べる。

第一に、法的技能とは法的リテラシーの育成のために必要な要素である。法的リテラシーとは法的な知識や技能を活用していく能力である。獲得した知識を活用しそれを利用して解決する技能は、法的に問題を解決するプロセスを経験することによって身に付けることができると考える。法的な知識や概念の理解はもとより、法的な内容の問題を判断させることや、社会の参加に向けて適切に行動することは法教育の目標の達成に不可欠と言える。第二に、法的技能とは法的な思考を伴う技能である。関弁連(2011)や関弁連(2018)あるいは中平一義(2020)が示す通り、法的技能には思考が含まれる。関弁連(2011)の法的技能における思考とは図式的に示せば「情報の吟味→状況の分析→問題の検討・評価・判断」といった過程を辿ると言え

る。しかし、関弁連（2018）では法律実務で用いる三角ロジックや法的三段論法が取り入れられている。情報収集を通して争点を明確にし、意義ある主張を行う議論は中平一義（2020）が言う「法的な内容を持つ思考」の方法と言える。

第三に、法的技能は知識、思考、コミュニケーションといった多義的な内容を含むものである。法的技能は法教育としてめざす目標から各主張において論じられてきた。そのため多義的に定義しうるものであるが、それぞれの立場で主張されている法的技能は互いに離反し否定するものではない。少なくとも法的な知識の理解、法的な思考、そして解決に向けた対話を重視している傾向を見出すことができる。

法教育では知識・技能の習得を学びの到達点として設定するのではなく、人との関わりの中で状況や課題に応じて法的技能を活用することが求められている。

4. 法的スキルとしての再構成

（1）再構成する理由

前章までの考察によって法的技能は知識、思考、コミュニケーションと法の適用技術の4つの要素から成り立つことが明らかになった。法的技能とは学習習技能の一部や問題解決力など論者によって多様な捉え方がされている。定まった概念がないことは主張の多様性が担保されていることであり、新たな概念を生み出すことを妨げるものではない。ここでこれまで着目されてこなかった「技能」の意味について確認したい。

一般的に「技能」は「技芸行ううでまえ。技量」という意味である³⁰⁾。技術・技能教育を専門とする森和夫（2018）によれば、技能とは「行為・能力」であり、「特定の作業の遂行に際して編成された能力の統合したもの」である³¹⁾。技能は特定の物事を処理するための技術ないしは能力と考えられる。

一方、「スキル」は例えば日常生活における対人関係を通じて学習されるソーシャルスキル教育のように、教えられた知識をもとに学習や経験を通じて培われる能力である。ラーニング・コンパスによれば、スキルとはプロセスを実行し、目標を達成するために責任を持って知識を活用できる能力とされている³²⁾。

近年の教育界では特定の文脈において物事を適切に対応できる能力の育成を重視する傾向が見られるため、個々に主張される技能をスキルとして捉え直すことが必要である。法的スキルは法的な考え方や知識を習得し、法的な思考をもとに解決をめざす能力とし

て考えられる。では、法的スキルは具体的にはどのような内容で構成されるだろうか。次節にて考察を進める。

（2）再構成の具体

国立教育政策研究所が提案した「21世紀型能力」から手がかりを得て、法教育の文脈に即して検討する。「21世紀型能力」とは21世紀を生き抜く力であり、図1のように「思考力」「基礎力」「実践力」の3つの力から構成されている。

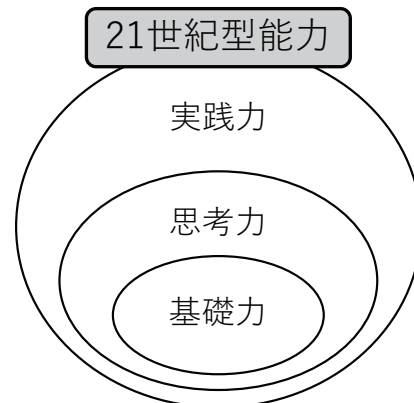


図1 21世紀型能力

※国立教育政策研究所（平成25年3月）「社会の変化に対応する資質や能力を育成する教育課程編成の基本原則〔改訂版〕」、p.26をもとに筆者作成

第一に「思考力」は21世紀型能力の中核と位置づけられ、「一人ひとりが自ら学び判断し自分の考えを持って、他者と話し合い、考えを比較吟味して統合し、よりよい解や新しい知識を創り出し、さらに次の問いを見つける力」とされる。第二に思考力を支える「基礎力」は「言語、数、情報（ICT）を目的に応じて道具として使いこなすスキル」であり、「言語スキル、数量スキル、情報スキルの知識と技能の習熟をめざす」とされる。第三に、最も外側に思考力の使い方を方向づける「実践力」は、「日常生活や社会、環境の中に問題を見つけ出し、自分の知識を総動員して、自分やコミュニティ、社会にとって価値のある解を導くことができる力、さらに解を社会に発信し協動的に吟味することを通して他者や社会の重要性を感得できる力」とされる。

これらの力は相互に関連しながら高め合っていくものであり、3つの円の重なりはどのような授業でもこの資質・能力の育成を意識して行う必要があることを意味している。その前提として教科内容の豊富な学習経験が必要であり、育成方法は各教科に委ねられてい

る。法教育は法的な知識の理解、法的な思考、解決に向けた対話を重視している。実践的な問題解決力・発見力と考えられる「基礎力」「思考力」「実践力」は法的スキルとして図2のように示すことができる。

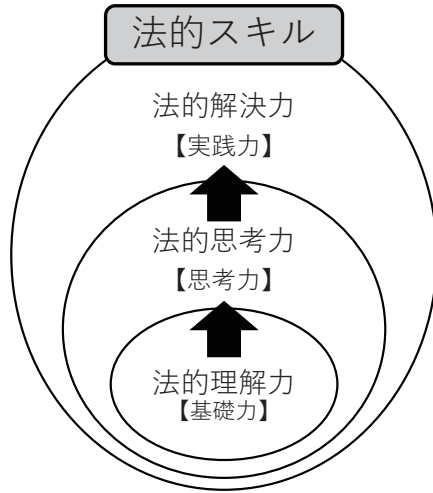


図2 法的スキルの構成 (筆者作成)

「基礎力」は法的な考え方や解決方法を理解する力と捉えられ、これは法的理解力と呼ぶことができる。ここでは法的知識の獲得・定着をめざすことが学習目標となる。「思考力」は問題となる事象を法的な観点から論理的、批判的に考察する力と捉えられ、法的思考力と呼ぶことができる。ここでは問題を法的に捉えて検討することや一定の判断を下すことが学習目標となる。「実践力」は他者とコミュニケーションを図りながら解を導くことができる力と捉えられ、法的解決力と呼ぶことができる。ここでは合意に向けた他者との話し合いによって解決をめざすことが学習目標となる。

これらの能力は円の重なりにおいて総合的に育成されるものである。一般的には基礎力を養ってから思考力、実践力を育成する手順は学習方略として有効である。ただし、思考力や実践力を養う段階において基礎力が高まる可能性が否定できないため、能力を育成する段階性よりも矢印によってその方向性を示している。

従来主張されてきた法的技能は各個別的な技量を示すものであったが、法的な知識や概念の理解、そして法的な思考を踏まえた紛争解決に必要なスキルとして捉え直すことができる。

5. おわりに

本研究では法教育における法的技能の主張の整理から示唆を得た上で、「21世紀型能力」を手がかりとし

て法的スキルとして構成することを検討した。その成果として法的スキルとは法的理解力、法的思考力、法的解決力の3つの力で構成されることを明らかにした。法的な考え方や知識を習得し、法的な思考をもとに解決をめざす能力は日常生活における私人間の対立や問題を解決する力になり得ると考えられる³³⁾。

しかし、法的スキルを育成する授業の具体まで論じることができなかった。法的スキルを育成するためにはどのような法的な概念を理解すべきか、あるいは具体的にどのような学習を進めていくべきかについては今後の課題としたい。

注

- 1) OECD(2019) “OECD Future of Education and Skills 2030 Conceptual learning framework: LEARNING COMPASS 2030”pp.4-7.
(https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/about/projects/edu/education-2040/concept-notes/OECD_Learning_Compas_2030_concept_note.pdf,2024年7月30日閲覧確認)
- 2) 国立教育政策研究所『教育課程の編成に関する基礎的研究報告書5 社会の変化に対応する資質や能力を育成する教育課程編成の基本原則』、2013年、pp. 26-30.
- 3) 例えば文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)』、pp. 23-24、p. 57.
- 4) 小嶋史朗「第2章変化する子ども・社会と社会科」荒井正剛[編著]『中等教育社会科教師の専門性育成』、学文社、2022年、p. 14-15.
- 5) 江口勇治(2001)「法教育の理論—日本型法教育の素描—」全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性—学校教育における理論と実践—』現代人文社、pp. 18-20.
- 6) 本稿における「法化社会」とは、『法』を用いる必要が生じ、『法』を用いて対応する」ことが求められる社会を意味する。この点につき、田中成明『現代法理学』有斐閣、2011年、pp. 102-105参照。また、佐藤伸彦「法教育に対する『法化』論の射程—裁判員教育との関係について—」立命館大学社会システム研究所『社会システム研究』第34号、2017年、pp. 43-44、p. 55.
- 7) 同様の指摘について以下の論考を参照。宿谷晃弘「法教育の体系的構想に関する予備的考察—我が国の従来の議論の振り返りと近時の議論からの示唆—」東京学芸大学大学院連合学校教育学研究所『学校教育学研究論集』第41号、2021年、p. 100. 橋本康弘『『法教育』の現状と課題—官と民の取組に着目して—』日本司法支援センター『総合法律支援論叢』No. 2、2013年2月、p. 49. なお、それ以前は安藤輝次「アメリカ社会科の新傾向：法教育」大阪市立大学大学院文学研究科教育学教室『教育学論集』第4巻、p. 45-57が挙げら

- れるが、アメリカの社会科における法教育の特徴について述べているに留まっており、我が国の社会科への示唆が十分に確認できない点に留意したい。
- 8) 江口勇治 (1993) 「社会科における『法教育』の重要性—アメリカ社会科における『法教育』の検討を通して—」日本社会科教育学会『社会科教育研究』第68号、1993年、pp. 1-17.
 - 9) 橋本康弘 (1998) 「市民的資質を育成するための法カリキュラム—『自由社会における法』プロジェクトの場合—」全国社会科教育学会『社会科研究』第48号、1998年、pp. 81-90.
 - 10) 北川善英 (2009) 『『法教育』の現状と法律学』『立命館法学』第321・322号、2009年、pp. 68-71. なお、北川の他に法教育の展開を整理した論考として、江澤和雄「わが国における法教育の現状と当面する課題」国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』2014年1月号、pp. 35-63.
 - 11) 法教育研究会「報告書」(2004) 法務省、p. 2. (<https://www.moj.go.jp/content/000004211.pdf>、2024年7月22日閲覧確認)
 - 12) 中平一義 (2023) 「法教育研究の現代的到達点とその課題—『リーガル』と『法の役割・機能』の視点から—」上越教育大学研究紀要第38巻第1号、2018年、pp. 103-119.
 - 13) 中平一義 (2023) 『動態的法教育学習理論開発研究』風間書房、pp. 49-50.
 - 14) 小貫篤 (2023) 「公民科における紛争解決教育—法構想学習を事例に—」『法と教育』Vol. 13、商事法務、pp. 29-40.
 - 15) こうした経緯の中には法教育は法学教育につながりと根拠を求めて発展と定着をめざすべきという主張もあり、具体的には法哲学や法史学などの基礎法学や民法、刑法、憲法などの実定法学の知見を取り入れ、思考型や社会参加型の法教育につなげていく方向性を提案する。詳細は吉村朋代 (2013) 「基礎法学からの『法教育』の必要性について」『広島国際大学教職教室教育論叢』5巻5号、pp. 29-40、参照。また、かつては「法教育ブーム」という用語も登場したがこの点は次の論考を参照願いたい。渡邊弘 (2016) 『『法教育ブーム』は終焉を迎えたか?』『法と科学』第47号、pp. 148-153.
 - 16) 日本弁護士連合会 (日弁連) の法教育活動については「弁護士白書2010年版」、pp. 40-43で確認できる。(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/books/data/hakusyo_tokusyu2010_02.pdf、2024年7月23日閲覧確認)
 - 17) 詳細は以下の URL を参照 (<https://www.kanto-ba.org/education/>、2024年7月25日閲覧確認)。
 - 18) 関東弁護士会連合会編 (2002) 『法教育 21世紀を生きる子どもたちのために』現代人文社、pp. 11-18、pp. 117-124、pp. 155-171.
 - 19) 関東弁護士会連合会編 (2011) 『これからの法教育さらなる普及に向けて』現代人文社、pp. 163-184.
 - 20) 関東弁護士会連合会編 (2018) 『法教育教材 わたしたちの社会と法』商事法務、pp. 159-177.
 - 21) 磯山恭子 (2008) 「子どもたちに必要な法的リテラシーを育てる」江口勇治・磯山恭子編 (2008) 『小学校の法教育を創る—法・ルール・きまりを学ぶ—』東洋館出版社、pp. 8-10.
 - 22) 後藤直樹 (2008) 「弁護士とともにつくる法教育の取り組み」江口勇治・磯山恭子編 (2008) 『小学校の法教育を創る—法・ルール・きまりを学ぶ—』東洋館出版社、pp. 40-49.
 - 23) 大杉昭英 (2008) 「中学生に必要な法的リテラシーとその教育とは」江口勇治・大蔵泰裕編 (2008) 『中学校の法教育を創る—法・ルール・きまりを学ぶ—』東洋館出版社、pp. 8-17.
 - 24) 北川善英・大坂誠 (2008) 「法教育と法的リテラシー」横浜国立大学教育人間科学部紀要Ⅲ (社会科学) No. 10別冊、pp. 35-41.
 - 25) 中平一義 (2020) 『法教育の理論と実践 自由で公正な社会の担い手のために』現代人文社、p. 15、pp. 36-45.
 - 26) 戸松秀典 (2010) 「法教育と憲法」ジュリスト No. 1404、有斐閣、pp. 10-15.
 - 27) 早川眞一郎 (2010) 「法教育における民法学の役割」ジュリスト No. 1404、有斐閣、pp. 16-20.
 - 28) 土井眞一 (2009) 「法教育の基本理念—自由で公正な社会の担い手の育成—」大村敦志 / 土井眞一編著『法教育のめざすもの—その実践に向けて—』商事法務、pp. 3-28.
 - 29) 大村敦志 (2010) 『法と教育 序説』商事法務、pp. 224-225.
 - 30) 新村出編『広辞苑第七版』岩波書店、2018年、p. 726.
 - 31) 森和夫『技術・技能論—技術・技能の変化と教育訓練—』大妻女子大学人間生活文化研究所、2018年、pp. 5-10、p. 13.
 - 32) OECD(2019)“OECD Future of Education and Skills 2030 Conceptual learning framework: SKILLS FOR 2030”p.4 (https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/about/projects/edu/education-2040/concept-notes/Skills_for_2030_concept_note.pdf、2024年7月30日閲覧確認)
 - 33) この点については齋藤宙治「米国における対立解決教育の歴史的展開」『法と教育』Vol. 6、商事法務、2016年、pp. 5-16、ならびに齋藤宙治「米国における対立解決教育の歴史的展開—第二期 (変容期)—」『法と教育』Vol. 8、商事法務、2017年、pp. 5-16、から示唆を得ることができる。齋藤は米国の対立解決教育の内容として交渉や調停の原則や手続きを教え、生徒が実際に調停人として解決に携わることを述べている。我が国と社会背景や教育事情が異なるが、もめごとの解決に必要なスキル・能力の育成については今後考察する機会を得たい。
- ※本研究は JSPS 科研費 JP23K18932の助成を受けたものである。

(2024. 8. 27受理)